

住み慣れた地域で安心して暮らしていくために活用したい制度

1

緊急通報電話システム

65歳以上の一人暮らしの方や高齢者のみの世帯、又は身体に重度の障害がある方などを対象に、急病などの緊急時に迅速に対応する緊急通報システム事業を行政が実施しています。

事業内容

◎緊急通報対応

通報装置やペンダントの緊急ボタンを押すだけで、受信センターと通話ができ、利用者からの緊急通報を受け、状況に応じて協力者や親族に連絡したり、救急車の出動を要請します。

◎24時間健康相談

看護師などが、生活や健康面での不安や悩み事の相談を24時間365日体制で受け付け、適切なアドバイスを行います。

◎お伺い電話

受信センターから年1回利用者宅へ電話をかけて、健康状況や生活全般の様子をお伺いし、適切な助言を行います。

◎委託業者による緊急駆けつけ

緊急通報受信時に、登録している近隣協力者や親族が不在や深夜などで対応できない場合、大阪市の委託業者が代わりに駆けつけて、安否確認や救援・救急活動の支援を行います。

対象者

- ・65歳以上で一人暮らしの方、高齢者のみの世帯、1日のうち8時間程度1人になる方
- ・身体障害2級以上又は、聴覚、音声、言語機能障害3級以上の方で、単身世帯またはこれに準ずる世帯の方

利用料

- ・前年所得税課税世帯は、月額721円（所得税非課税世帯は無料）の利用料が必要です。
- ・ご自宅の電話回線の状況により、別途工事費用が必要となる場合があります。

問い合わせ先

鶴見区役所 10番窓口	TEL 06-6915-9859
城東区役所 21番窓口	TEL 06-6930-9857

※各区保健福祉センター保健福祉課で受け付けています。